平成２３年（フ）第１５１１号
東京都町田市本町田3549番地３藤の台団地２―42―301
債務者　高田　裕亮
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５１２号
東京都町田市本町田3549番地３藤の台団地２―42―301
債務者　高田亜紗美（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０２号
島根県出雲市中野町876番地　コーポ佐野105
債務者　河井　伸夫
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時30分　松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第７０９号
岡山市南区郡178番地４
債務者　森元　　猛
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２号
大分県宇佐市大字辛島320番地　市営渚団地1410号
債務者　江本辰己こと　李　　辰己
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月６日午後３時45分　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第５０号
熊本県天草市二浦町早浦1173番地２
債務者　石本　憲吾（旧姓岩下）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後１時45分　熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第１５５７号
東京都八王子市片倉町810番地12アクシス103号
債務者　古川　和夫
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３４号
兵庫県芦屋市三条南町９番13号ホープ芦屋203、申立時の住所静岡県浜松市中区向宿２丁目11番10号　レオパレスサンフレンド201号室、浜松市転入前の住所福岡県北九州市若松区北湊町５番45―303号
債務者　松本　　悠
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
愛知県豊橋市平川本町３丁目７番地43、従前の住所愛知県豊橋市多米中町２丁目５番地の36
債務者　小松タカシこと　コマツ　ウィルソン　タカシ
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時45分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３２４号
愛知県豊橋市曙町字若松77番地３　102
債務者　田代　　昌
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３４８号
愛知県豊橋市向山西町16番地２　203
債務者　木曾　史將
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時30分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５２３号
東京都西東京市向台町２丁目８番21―101号
債務者　發知かおり
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６１号
北海道帯広市西18条南２丁目19番地４
債務者　小野　貴子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
長崎県佐世保市上原町241番地３　阿納方、旧住所宮崎県日向市大字財光寺274番地１　長江ハイツ202号
債務者　本岡　孝幸（旧姓阿納）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
長崎県佐世保市上原町241番地３　阿納方、旧住所宮崎県日向市大字財光寺274番地１　長江ハイツ202号
債務者　本岡　優子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係